

# 住宅リフォーム補助金

## 申請の手引き

### 我孫子市住宅リフォーム補助金は…

市への定住及び市内住宅関連産業の活性化を図るため、所定のリフォーム工事を行い、市に定住する個人住宅の所有者の方に、工事費用の一部を補助する制度です

### 令和8年度の補助内容

区分	申請日における申請者の年齢が40歳未満	申請日における申請者の年齢が40歳以上
持家のリフォーム (市内持家からの転居含む)	対象経費の5% 上限7万円	対象経費の5% 上限7万円
市内持家以外からの転居に伴うリフォーム	対象経費の20% 上限30万円	
市外からの転入に伴うリフォーム	対象経費の20% 上限60万円	

- 千円未満切り捨て
- 申請時に転居・転入済みの場合は、異動した日から3月以内に申請した方。リフォーム後に転居・転入する場合は、市への実績報告までに異動する方



手賀沼のうなぎちゃん©

### 主な補助要件 ⇒詳しくは1ページへ

住宅の所有者(所有権登記済み)  
10年を超えて定住する方  
1世帯(ご夫婦)につき1回限り



持家、市内で転居する方  
⇒市内の登録施工事業者による工事  
市外から転入する方  
⇒登録施工事業者以外でも可 NEW



居室(戸建ての母屋、マンション専有部分)における、税込20万円以上の対象リフォーム工事



外壁塗装 屋根工事 台所・浴室・トイレなど水回り  
内装・ドアや襖などの建具 バリアフリー・断熱  
増改築・間取りの変更 戸建ての耐震補強  
沿道の危険なブロック塀の除却・改修など

※市の他の補助制度との併用はご相談ください

### 申請手続き ⇒詳しくは4ページへ

- 市への交付申請→市からの交付決定
- リフォーム工事に着手～引き渡し・支払い
- 市への完了実績報告→市からの交付確定
- 市への補助金の請求・受け取り

### 申請受付

令和9年2月10日(水)まで

- ※年度をまたぐ工事の申請はできません
- ※予算に達した場合、受付を終了します
- ※市からの交付決定を受けてから工事に着手するものが対象

詳しくはこちらから▶



市ホームページ



幅広いリフォームにご利用ください!

**補助要件** ※次の全てに該当すること

- 所有権の保存登記がされている、自己居住用の住宅のリフォームであること
- 補助金の交付を受けた日から10年を超える期間、定住(継続して居住)する方
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと(※申請者および配偶者の1世帯につき1回限り)
- 市税(市民税、固定資産税及び都市計画税)を滞納していない方
- 税込20万円以上の対象工事であること
- 市に登録している施工事業者(登録施工事業者)による工事であること ▶▶  
(転入者にあつては、登録施工事業者又は登録施工事業者以外の場合は、当該リフォーム工事の建設業許可を受けている者に行わせること)
- **市からの交付決定を受けた後に着手するリフォームであること**
- 今回申請する同一工事について、市の他の補助制度を利用しないこと



**登録施工事業者リスト**

市内に本店を有する法人又は市内に事業所及び住所を有する個人で市に登録済み  
上記の2次元コードを読み込んで、市ホームページからダウンロードしていただきご覧ください

**市で実施している他の補助制度との併用について**

工事箇所や工事内容を分けることで併用が可能です。同一工事について、重複申請ではないことが分かるように、見積書や図面をご用意のうえご相談ください。 ※見積書の備考欄に記載又は見積書を分けて作成

- 木造住宅の耐震診断、耐震改修費助成…建築住宅課(当課)建築指導係
- 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金:省エネ・窓の断熱など…環境経済部 手賀沼課
- 介護保険:住宅改修助成…健康福祉部 高齢者支援課
- 障害福祉:在宅支援、住宅改造費助成…健康福祉部 障害者支援課

※各制度の詳細は、市ホームページ等からご覧いただき、各課に直接お問い合わせください。  
※国などの市以外の制度については、事務局等に直接お問い合わせください。

**補助対象工事**

**○ 対象となる工事・費用**

区分	種類・部位	工事内容の例
ア 個人住宅の内装の修理又は修繕に関する工事	外装工事	外壁塗装、屋根の修繕(カバー工法、部材交換)、軒裏・雨樋、バルコニー等の防水(仮設・養生、高圧洗浄、シーリング撤去・打ち換え等を含む。)
	内装工事 建具工事 造作・家具	和室⇄洋室、床、壁、天井の張り替え・塗装・修繕、階段の造り替え(畳の表替え、裏返し等を含む。)、ドア、窓、雨戸(ガラスのみ、襖や障子の張り替え、建付け調整等を含む。)、押入や収納等の造作
	基礎・土台	基礎や土台のひび・欠けの補修・補強、塗装、部材交換(部材の防蟻処理を含む。) ※害虫害獣の駆除、杭基礎、地盤改良、土留めに関する工事を除く。
	電気工事	分電盤(ブレーカー)、スイッチ・コンセント類、照明工事
	その他	建物と構造上一体の濡れ縁、バルコニー、庇の新設・修繕 ※構造上自立するもの、外構に該当するもの、法令等の基準への適合が不明なものを除く。
イ 個人住宅の機能向上又は安全対策に関する工事	水回り	台所、浴室、洗面・脱衣所、トイレ等の増設、改修、部分修繕(単独の便器・便座・紙巻器、水栓等を含む。)*給湯器・ガス乾燥機、単独のビルトイン機器を除く。
	バリアフリー対策工事	室内の手すり設置、段差解消、開口部の拡幅、階段の改修 *介護保険など市で実施している他の補助制度を利用する工事を除く。
	省エネ対策工事	内窓の設置、断熱性能の高いドアや窓、ガラスへの交換、床、壁、天井への断熱材の施工などの断熱改修 ※手賀沼課の補助制度を利用する工事を除く。
	耐震対策工事	木造住宅等の耐震補強 ⇒木造耐震助成との併用は、事前にご相談ください。 沿道に存する既存の危険なブロック塀や石塀の除却・改修 ⇒次ページ
ウ 個人住宅の増築、改築又は間取りの変更		一例:1階のみで生活できるよう間取りの変更、水回り移設など(減築を含む)

※今回のリフォームに伴う①既存の撤去・処分、②配線・配管・接続工事、敷地内の柵・接続を含む。

## × 対象とならない工事・費用

- 敷地内の別棟の工事…離れ、車庫・物置、併用住宅の店舗部分など
- マンションなど区分所有建物の共用部分の工事…専用部分にある玄関ドア、サッシ、バルコニー、インターホンや消火設備、PS の設備配管その他の共用部分を含む
- 外構・エクステリアの工事…敷地内の舗装や段差解消、門扉の塗装、擁壁や土留め・地盤改良・杭基礎工事、造成・造園、郵便ポスト、宅配ボックス、デッキ・テラスその他これらに類するものを含む工事
- 住関連用品の設置・交換…エアコンその他家庭用電化製品、給湯器・再生エネルギー利用システム、ガス乾燥機、ガス暖房器具・単体のビルトイン機器、家具・カーテン類、インターホン・電話・インターネットその他通信機器類、音響システム、カメラ・屋外照明その他防犯用品、耐震・防災用品を含む
- 害虫害獣の駆除、片づけ・清掃・ハウスクリーニング、検査・調査、設計・監理その他手数料・負担金など

## 留意事項

### 適切なリフォーム内容であることを確認してから申請してください

リフォーム後の住宅や敷地は、建築確認手続き等が不要な場合でも、建築基準法や都市計画法その他の法令に適合する必要があります。申請者と施工事業者の皆さまの責任において確認をお願いします。

- 外装工事の場合(屋根材、外壁の防火構造等)…我孫子市は、防火地域・準防火地域でない場合は建築基準法第 22 条の指定区域です。カタログ等で各地域で使用できる製品か、施工方法などもご確認のうえ選ぶ必要があります。| [防火地域・準防火地域\(市ホームページ>あびまっぴ>都市計画図\)](#)  
[知っておきたいリフォーム関係法令の手引き\(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会\)](#)
- マンションの場合…管理規約等で床の防音性能その他のルールが設けられている場合があります。区分所有者がリフォームできる範囲、管理組合への届出要否なども確認しておくで安心です。

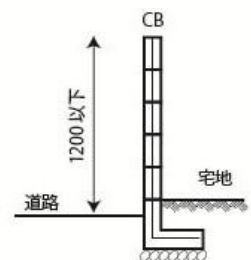
### 次の場合は事前にご相談ください

- 塀の除却、造り替えを含む場合(下記)
- 増築等がある場合
- 戸建ての大規模なリフォーム(屋根のカバー工法は除き、壁、柱、屋根その他の主要構造部の 1 種以上について行う過半の改修)に該当する場合 | [戸建ての大規模なリフォーム\(国土交通省\)](#)
- 市街化調整区域の場合(建築当時に許可を受けていた内容から変更がある場合など)

### 塀の除却・改修について

我孫子市耐震改修促進計画に基づき、沿道の危険なブロック塀や石塀の除却など、塀の安全対策工事に限り、補助対象としています。| 市ホームページ [塀の構造基準\(敷地の安全性\)](#)

- 戸建て住宅に附随する(土地も所有)塀とその基礎、塀と一体の門柱(擁壁や土留めを除く)
- 我孫子市耐震改修促進計画で定める避難路(建築基準法による道路、通学路等)の沿道に存するもの(隣地境界上の塀は、道路境界線から 0.5m までの範囲にある部分に限る。)
- 既存の塀の高さが道路面から 0.5m を超え倒壊の危険性があるもの([ブロック塀の点検のチェックポイント:国土交通省](#)で 1 以上該当するもの)
- 塀を除却した後は、次のいずれかとする事
  - 何も設けない又は生け垣(塀の除却)
  - フェンス、ブロック塀の造り変え又は既存の塀の補強(フェンス下部又はブロック塀には、建築基準法の規定による基礎を設け、道路面からの天端高さが 1.2m 以下(右図)の構造上安全なものとする事。)



- ※ [地区計画](#)又は[建築協定](#)の区域内の場合は、別途、外構の基準や届出手続き等をご確認ください。
- ※ 既存の補強・改修は、既存が建築基準法の基準に適合することが明らかな場合に限る。
- ※ 塀が土留めや擁壁と一体の場合には、その土留めや擁壁が建築基準法の規定に適合する場合又は適合するように改修する場合に限り、塀の除却・改修費用のみが補助対象です。

## リフォームの依頼先探しについて

### 慎重に進めてください

リフォームに関する情報サイトや相談窓口も参考にいただき、当事者間で合意のうえ、書面による契約を前提に進めてください。

大規模なリフォームや耐震を含む場合は、リフォーム会社に建築士などが介在するか確認しておくことと安心です。(別途、建築士事務所や耐震診断士と設計・工事監理の契約をし、専門家と一緒に施工業者を探す契約方法もあります。)

- ・ [住宅相談](#)…住宅センター協議会による無料相談・予約制 | 8月を除く毎月第2金曜日/市役所
- ・ [リフォーム等に関するセミナー情報・参考リンク:市ホームページ](#)
- ・ [住宅リフォームガイドブック、リフォーム前に知っておきたいこと:\(一社\)住宅リフォーム推進協議会](#)
- ・ [住まいるダイヤル/見積書チェック、事業者検索:\(公財\)住宅リフォーム・紛争処理支援センター](#)
- ・ [依頼先選びのポイント、リフォーム基礎講座:\(一財\)住まいづくりナビセンター](#)

リフォームの進め方とポイント		
(流れ)	(ポイント)	(相談先等)
1 事前の準備 START	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 要望を洗い出す</li> <li>□ 老朽箇所や不具合点を洗い出す</li> <li>□ 目的と優先順位を決める</li> <li>□ 情報収集(戸建・マンションで異なることがある)</li> <li>□ 予算の目安をつける</li> <li>□ 支援制度利用の検討(補助金・減税・融資)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル(▶P.10、P.11、裏表紙)</li> <li>■ 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等(▶P.49、裏表紙)</li> </ul>
2 見積りの依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ インспекション(建物状況調査)</li> <li>□ 複数の業者に依頼</li> <li>□ 支払い可能限度額を確認</li> <li>□ リフォーム瑕疵保険利用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度(▶P.7、裏表紙)</li> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ リフォーム瑕疵保険(▶P.12、裏表紙)</li> </ul>
3 依頼先を決める	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ リフォーム提案と見積書の比較検討</li> <li>□ 不明な点を確認</li> <li>□ 総合的に判断する</li> <li>□ リフォーム瑕疵保険利用の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ リフォーム瑕疵保険</li> </ul>
4 工事内容の詳細を決める	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家具や家電の配置を検討</li> <li>□ ショールームで実物を確認</li> <li>□ 見積りの調整と資金計画</li> <li>□ 支援制度利用の確認・手続き</li> <li>□ 工事前のチェックポイントの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等</li> </ul>
5 契約する	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 必要な契約書類と内容を確認</li> <li>□ 契約書を取り交わす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 住宅リフォーム工事標準契約関連書式集(▶P.13)</li> </ul>
6 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工事中のチェックポイントの確認</li> <li>□ 現場責任者と定期的に打合せ</li> <li>□ 追加や変更があるときは書面に残す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> </ul>
7 引渡し・メンテナンス GOAL	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支援制度等の手続き</li> <li>□ 竣工検査をする</li> <li>□ 契約書・図面・保証書を保管</li> <li>□ アフターメンテナンスの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 住宅履歴情報(いえかるて)(▶P.14)</li> </ul>
8 トラブルになったら		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいるダイヤル</li> <li>■ 消費生活センター(▶P.11、裏表紙)</li> <li>■ 地方公共団体リフォーム相談窓口(▶P.11、裏表紙)</li> </ul>

リフォームの進め方をご紹介します。準備から見積り依頼、工事、さらに工事後も含めた流れに沿ってポイントを押さえ、安心して満足のいくリフォームを実現しましょう。困ったとき、迷ったときには下記の相談先等をご活用ください。



出典：  
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会発行「住宅リフォームガイドブック」

工事内容を決定し、  
1.市への交付申請

3.市への完了報告

申請方法・手続きのながれ



市からの交付決定を受けてから工事に着手してください



1.市への交付申請

「住宅リフォーム補助金交付申請書」に見積書など必要書類を添えて、市の窓口にご提出ください

申請時に既にリフォーム工事の契約済みの場合は、現地確認を行うので、申請時にご予約ください

(申請時に未契約の場合は予約不要です。市からの交付決定を受けてから書面により契約してください。)

⇒市から交付決定通知を送付(約 2~3 週間)

2.リフォーム工事~引き渡し・支払い

市からの交付決定を受けてから、着手する日に施工前の写真を撮って、工事に着手してください。

工事写真(着手日、施工中、施工後)を下記3. 実績報告時にご提出ください



⇒詳しくは、次ページ「工事写真の提出について」へ

3.市への完了実績報告

※完了後30日以内 かつ 令和9年2月末日まで

「住宅リフォーム補助金実績報告書」に工事写真など必要書類を添えて、市の窓口にご提出ください

工事内容の変更や中止があった場合は、「(変更・中止)届出書」もご提出ください

⇒市から交付確定通知を送付(約 2~3 週間)

4.補助金の請求・受け取り

市からの交付確定通知に同封の「請求書」に銀行口座等を記入していただき、市にご提出ください(郵送可/郵送料はご負担ください)

請求書の受理後、順次振込みいたします。

振込予定通知等ができないため、お手数ですが直接、口座をご確認ください

⇒市から申請者の銀行口座に振込(約3週間)

必要書類について

交付申請書の裏面をご確認ください。  
⇒6ページ セルフチェックシートへ

転入・転居に伴う必要書類

- (申請時に市外在住の方) 現住所の自治体が発行した世帯全員分の住民票の写し
- (所有権の移転登記完了前に申請したい方) 理由書(任意様式)及び法務局の登記申請受付票等の写し(個別にご相談ください)
- (40歳未満で市内の持家以外から転居する方) 前住居の賃貸借契約書等の写し

!「着手」について

この制度では、現場の養生、足場・仮囲いなど仮設の設置、既存の撤去・解体・取り外しなどの作業も『着手』と見なします。

交付決定前に着手していた場合は、補助金を交付できないのでご了承ください。

工事完了~支払い・引き渡し

外部や高所など、工事箇所によっては、足場等を外すと確認や手直しができなくなる場合がありますので、事前に日程を含めて十分に調整しておきましょう

リフォームに関する資料一式(図面、仕様がわかる見積書、工事写真等の報告書、施工に関する認定書や保証書)は、大切に保管しましょう

市への完了報告には、領収証のコピー、(変更があった場合は変更合意書等のコピー)、契約書のコピー、工事写真(着手日、施工中、施工後)を添付してください



市ホームページ

## 工事写真の提出について

工事の履行状況を写真で確認させていただきますので、完了実績報告時にご提出ください

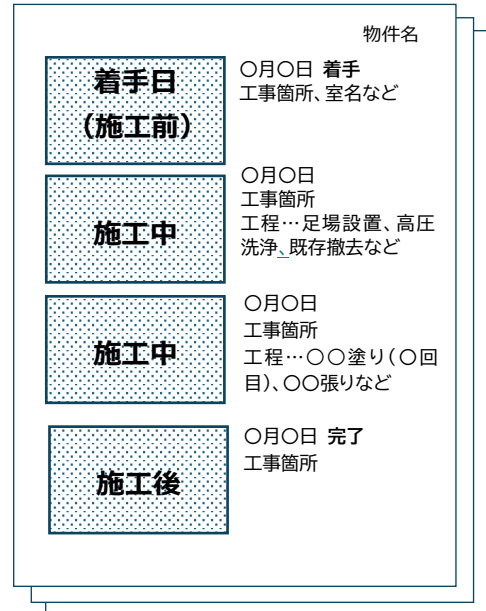
- 着手日、施工中、施工後の各段階で、対象工事の全箇所について撮影してください
- 撮影する際は、看板を入れていただき、撮影日、物件名、工事箇所や内容(どの工程)が分かるように撮影してください。(黒板や紙、ホワイトボードなど。電子黒板でも可。)
- A4サイズの紙にカラー印刷または現像した写真(L判 89mm×127mm程度)を、台紙に貼ってください。(写真が小さすぎないようにご配慮ください。データでの提出は不可)
- 工事箇所が広い場合や外部などは、2面以上の複数のアングル(画角)から撮影してください

### 留意事項

- ◇ 工事中は危険が伴います。申請者様ご本人で実績報告手続きをされる場合には、事前に施工業者の方にご相談のうえ、撮影の協力を要請してください。
- ◇ 工事写真を含む提出書類は返却しませんので、必要な場合は写し等をとっていただきご提出ください。

### 工事写真のイメージ (A4判)

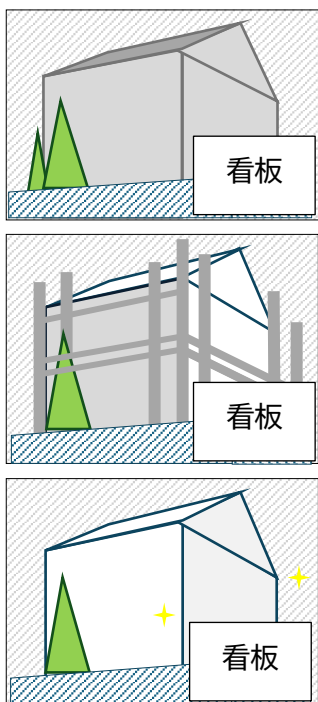
※看板が入られない箇所の場合



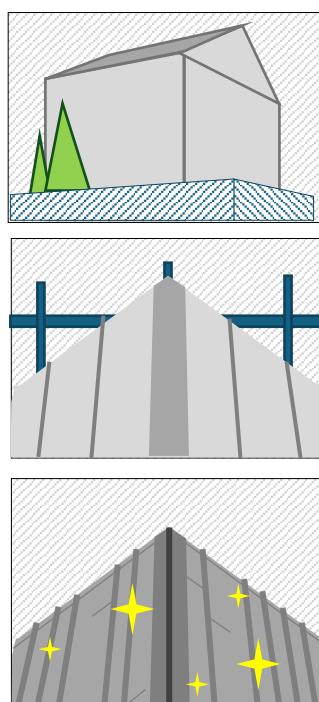
看板が入られなかった箇所は、写真に、撮影日、工事箇所(室名)、内容(工程)など、補足をご記入ください。

普段お使いの工事写真ソフト等で作成した報告書での兼用もしていただけます。

### 撮影アングルの例 [外壁]



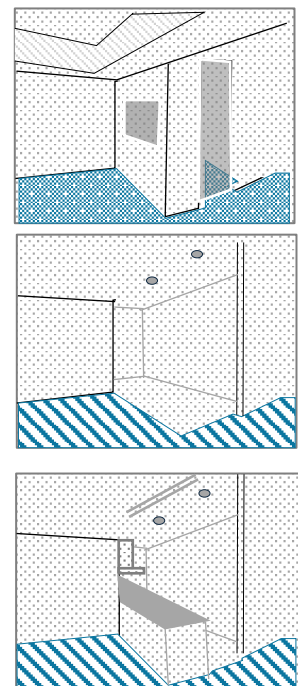
### [屋根]



足場の設置前に撮影できない箇所については、着手日の写真は遠景でも可。安全に配慮してください

施工中の写真は、適宜、追加してください。

### [内装又は水回り等]




※看板には、物件名、撮影日、工事箇所(室名)、作業内容(どの工程か)などを記入してください。

## セルフチェックシート 【交付申請】

下表のあてはまるものに✓をつけていただき、セルフチェックシートとしてご利用ください。

### 住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号) 提出部数…1部

記入欄・確認事項	確認内容	チェック欄
申請者 (所有者)	所有権の保存登記済みの自己居住用住宅のリフォーム 共有名義の場合は、リフォームすることについて合意形成済み	<input type="checkbox"/>
	過去にこの補助金を利用していない ※1世帯(ご夫婦)につき一回限り	<input type="checkbox"/>
リフォーム工事 の場所	転居又は転入済みでない場合は、リフォームする住宅の新住所をご記入ください	<input type="checkbox"/>
	あびまっぷ↓(都市計画図)等で、該当する区域や地域を確認し、✓をつけてください  用途地域の色あり→□市街化区域 白色→□市街化調整区域 赤ハッチあり→□防火地域 □準防火地域 ハッチなし→□法22条 地区計画区域も同じ都市計画図でご覧いただけます。	<input type="checkbox"/>
施工事業者	持家又は市内転居の場合…登録施工事業者による工事	<input type="checkbox"/>
	転入の場合…登録施工事業者又は工事内容に係る建設業許可を受けた施工事業者	<input type="checkbox"/>
リフォーム工事 の内容	(記載例)外壁塗装、屋根修繕(カバー工法)、和室を洋室に変更、浴室・洗面所の改修、 間取りの変更、CB塀の除却・フェンス設置…など具体的にご記入ください	<input type="checkbox"/>
	法令等の基準に適合することを確認した。次の場合は、事前にご相談ください。 <input type="checkbox"/> 塀の除却、造り替えを含む場合 <input type="checkbox"/> 増築等がある場合(増築部分の床面積: <input type="text"/> m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 戸建ての大規模なリフォーム(屋根のカバー工法は除く) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域の場合(建築当時の許可内容からの変更がある場合など)	<input type="checkbox"/>
工事予定期間	市からの交付決定を受けた後に着手する工事(開始希望日は2週間以上先の日付とし、遅くとも2月末までに実績報告できる工期をご記入ください)	<input type="checkbox"/>
住宅の所在地 (地番)	「登記事項証明書(全部事項)」の添付を省略する場合は、所在地(地番)をご記入ください。(住所=住居表示とは異なる場合があります。課税明細書等を参照。) ※添付する場合は、法務局(柏支局)で最近取得した全部事項を添付してください。	<input type="checkbox"/>
同意書 (申請書裏面)	よくお読みいただき、申請者が自署してください。 ※書類を添付する場合は、世帯全員分の住民票の写し(市民課)、納税証明書(課税課)、増築等がある場合や市街化調整区域の場合には、新築時、増築時等の建築確認済証等の写しを添付してください。 ※申請時にリフォーム契約済みの場合は、現地確認の日程をご予約下さい	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
誓約書 (様式第1号の2)	よくお読みいただき、申請者が自署してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類	申請書裏面のチェック欄に✓をつけてください。	<input type="checkbox"/>
	見積書の写しについて <input type="checkbox"/> 申請者のもの、各工事の内訳・明細がわかるもの(別紙可)、最新の日付のもの <input type="checkbox"/> 総額が申請書「見積金額(税込)」欄の金額と整合することを確認した <input type="checkbox"/> 施工事業者名・代表者氏名、事業所の所在地、電話番号、押印等があるもの <input type="checkbox"/> 市の他の補助制度の利用を希望する場合…同一工事について、重複していないことが分かるように、□備考欄に記載した 又は □見積書を分けた	<input type="checkbox"/>
	現況写真を添付する場合 ・全工事箇所、必要に応じて複数のアングルから撮影した ・A4サイズの紙にカラー印刷又は台紙に整理した(詳しくは6ページへ)	<input type="checkbox"/>
	40歳未満の転居者の場合 持家以外からの転居であることが確認できる「前住居の賃貸借契約書」等の写し(借家人又は契約者=申請者か配偶者、契約期間が転居前までのもの)	<input type="checkbox"/>

## セルフチェックシート 【完了実績報告】

下表のあてはまるものに✓をつけていただき、セルフチェックシートとしてご利用ください。

[交付決定を受けた内容から変更がある場合]

住宅リフォーム補助事業(変更・中止)届出書(様式第3号) 提出部数…1部

記入欄	確認内容	チェック欄
届出者	届出者＝申請者(所有者)	<input type="checkbox"/>
リフォーム工事の内容	追加する工事や中止する工事、金額変更を伴う場合は、変更前と変更後の金額を記入	<input type="checkbox"/>
変更の理由 中止の理由	(記載例)追加工事のため、仕様変更のため、一部工事を取りやめたため、 既存〇〇の損傷があるため、〇〇工法を〇〇工法に変更するため 天候不良による、施主都合による工期延長のため、など具体的に記入ください	<input type="checkbox"/>
添付書類	変更に係る見積書の写し(工事内容や内訳がわかるもの)	<input type="checkbox"/>

令和9年2月末時点で実績報告がない場合は、完了予定日の延長についてご提出いただく場合があります。

住宅リフォーム補助金実績報告書(様式第4号) 提出部数…1部

記入欄	確認内容	チェック欄
報告者	報告者＝申請者(所有者) ※市からの交付決定通知に同封のものをご利用ください	<input type="checkbox"/>
	申請時に未転居又は未転入の方は、転居又は転入済みであること	<input type="checkbox"/>
契約日	リフォーム工事の契約日を記入 ※契約書のコピーをご提出ください。	<input type="checkbox"/>
工事期間	着手日を記入 ※市からの交付決定後の日付	<input type="checkbox"/>
同意書	[リフォーム後に転居又は転入した方]裏面に新住所で所有者が自署してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類	領収証の写しについて <input type="checkbox"/> 申請者あて、発行日の日付、総額が記載されているもの(2枚以上ある場合は全て) <input type="checkbox"/> 但し書きで、今回のリフォーム工事費用の支払いであることが分かるもの <input type="checkbox"/> 印紙税法に基づく印紙貼付け又は電子領収証の旨が記載されているもの <input type="checkbox"/> 事業者の名称及び代表者氏名、所在地、社判(又は代表者印)の押印があるもの	<input type="checkbox"/>
	[金額変更を伴う変更がある場合] 変更合意書、変更後の請求書等の写しについて <input type="checkbox"/> 当初の契約書に記載されている金額と変更後の領収証の金額をつなぐ書面 ※変更に係る見積り書は、変更届に添付してください。	<input type="checkbox"/>
	契約書の写しについて <input type="checkbox"/> 工事名称、工事場所等が申請者のもの <input type="checkbox"/> 契約年月日 ※申請時に未契約の場合は、市からの交付決定後の日付 <input type="checkbox"/> 注文者＝申請者(本人)の住所・氏名(フルネーム)、押印 <input type="checkbox"/> 請負者＝事業者の名称、所在地を明記、法人の社判(個人の場合は代表者)の押印 <input type="checkbox"/> 印紙税法に基づく印紙貼付けがあるもの <input type="checkbox"/> リフォーム工事費の総額、工事内訳が今回のリフォーム工事のもの(住宅リフォーム補助金の補助対象外を含む総額で可)	<input type="checkbox"/>
	工事写真について(全工事箇所必要です) →詳しくは、5ページをご覧ください <input type="checkbox"/> A4用紙にカラー印刷又は現像した写真を台紙に貼付けたもの <input type="checkbox"/> 看板(撮影日、工事箇所(室名)、内容(工程))を入れて撮影したもの <input type="checkbox"/> 着手日を明らかにする施工前の写真 ※市から交付決定を受けた後に撮影したもの <input type="checkbox"/> 施工中の写真 <input type="checkbox"/> 施工後の写真 ※写真が提出できない工事箇所については、補助できないのでご了承ください。	<input type="checkbox"/>